

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、翌日は、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(農地経済課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則

一 目的(第一条関係)

この規則は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域において、地域の特性に応じた農林漁業の健全な発達を図るため、中山間地域活性化資金を貸し付ける融資機関に対し県が利子補給をすることにより同資金の融通の円滑化を図り、もって農林漁業の総合的な振興と地域の活性化に資することを目的とすることとした。

二 定義(第二条関係)

1 この規則において「中山間地域」とは、農林水産大臣及び

大蔵大臣の指定した県内の地域をいうものとする事とした。

2 この規則において「中山間地域活性化資金」とは、中山間地域の活性化を図るため融資機関が貸し付ける次の資金をいうものとする事とした。

(一) 加工流通施設整備資金 中山間地域内において生産される農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化のための施設で、中山間地域の農林漁業の振興に資するものの整備に必要な資金

(二) 保健機能増進施設整備資金 中山間地域内において農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設で、農林漁業の振興に資するものの整備に必要な資金

(三) 生活環境施設整備資金 中山間地域における生活環境の改善に必要な施設で、農林漁業者の定住化に資するものの整備に必要な資金

3 この規則において「融資機関」とは、次に掲げる者をいうものとする事とした。

(一) 農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

(二) 農業協同組合連合会及び漁業協同組合連合会

(三) 農林中央金庫

(四) 銀行、相互銀行、信用金庫及び信用組合

三 利子補給(第三条関係)

県は、一定の貸付条件を満たす中山間地域活性化資金を貸し

付ける融資機関に対し、当該中山間地域活性化資金に係る利子補給金を交付するものとする。当該中山間地域活性化資金に係る利子補給金を交付するものとする。こととした。

四 利子補給率（第四条、別表関係）

中山間地域活性化資金に係る利子補給率は、次のとおりとすることとした。

区	分	利子補給率	
		融資機関が二の3の(一)である場合	融資機関が二の3の(二)である場合
資金の種類	貸付対象者	融資機関が二の3の(一)である場合	融資機関が二の3の(二)である場合
	貸付金の額の区分		
加工流	大企業	年一・〇パーセン	年〇・二パーセン
	二・七億以下		
通施設	大企業	年一・〇パーセン	
	二・七億以下		
整備資	大企業	年〇・五パーセン	
	二・七億以下		
金	大企業	年〇・五パーセン	
	二・七億以下		
保健機能増進	大企業	年一・九五パーセン	年一・一五パーセン
	二・七億以下		
施設整備	大企業	年〇・七五パーセン	
	二・七億以下		
備資金	大企業	年〇・七五パーセン	
	二・七億以下		
生活環境整備	大企業	年〇・七五パーセン	
	二・七億以下		
金	大企業	年一・九五パーセン	年一・一五パーセン
	二・七億以下		

五 利子補給契約書（第五条関係）

三の利子補給については、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。こととした。

六 利子補給金の額（第六条関係）

三により交付する利子補給金の額は、毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間における中山間地域活性化資金につき、四の利子補給率ごとに算出した融資平均残高に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とすることとした。

七 利子補給金の支払（第七条関係）

県は、五の利子補給契約に基づき融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求があった日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。こととした。

八 利子補給の打ち切り等（第八条関係）

1 県は、県の利子補給に係る中山間地域活性化資金を借り受けた者がその借入金その目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切ることができるものとする。こととした。

2 県は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの規則及びこの規則に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。こととした。

九 報告の徴収等（第九条関係）

融資機関は、当該融資機関の行った三の利子補給金の交付に係る中山間地域活性化資金の融資に関し、知事が報告を求めた

場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させる必要があると認めた場合には、これに協力しなければならぬものとする。こととした。

十 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則をここに公布する。

平成二年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十八号

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則

(目的)

第一条 この規則は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域において、地域の特性に応じた農林漁業の健全な発達を図るため、中山間地域活性化資金を貸し付ける融資機関に対し県が利子補給をすることにより同資金の融通の円滑化を図り、もって農林漁業の総合的な振興と地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「中山間地域」とは、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条の四第二項の規定に基づき、農林水産大臣及び大蔵大臣の指定した県内の地域をいう。

2 この規則において「中山間地域活性化資金」とは、中山間地域の活性化を図るため融資機関が貸し付ける次の資金をいう。

一 加工流通施設整備資金 中山間地域内において生産される農林畜水産物（以下「中山間地域農林畜水産物」という。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって製造、加工若しくは販売のための施設の高度化又は中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の品質の維持改善（以下「施設の高度化等」という。）に必要な施設の整備が行われることにより、中山間地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、中山間地域の農林漁業の振興に資するものについて、施設の高度化等に必要な施設の整備に必要な資金

二 保健機能増進施設整備資金 中山間地域内において農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって、農林漁業の振興に資するものの整備に必要な資金

三 生活環境施設整備資金 中山間地域における生活環境の改善に必要な施設であって、農林漁業者の定住化に資するものの整備に必要な資金

金

3 この規則において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第一号の事業を行う農業協同組合

二 農業協同組合法第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農

業協同組合連合会

三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第一号の事業を行う漁業協同組合

四 水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

五 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号の事業を行う水産加工業協同組合

六 農林中央金庫

七 銀行、相互銀行、信用金庫及び信用組合

(利子補給)

第三条 県は、次の条件を満たす中山間地域活性化資金を貸し付ける融資機関に対し、当該中山間地域活性化資金に係る利子補給金を交付する。

一 貸付限度額 事業費の百分の八十に相当する額以内の額

二 貸付利率 別表貸付利率の欄に掲げる率

三 償還期限 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金にあつては十五年以内(三年以内の据置期間を含む。)、生活環境施設整備資金にあつては二十五年以内(八年以内の据置期間を含む。)

(利子補給率)

第四条 中山間地域活性化資金に係る利子補給率は、別表のとおりとする。

(利子補給契約書)

第五条 第三条の規定による利子補給については、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第六条 第三条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年一月一日か

ら六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間における中山間地域活性化資金につき、第四条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第七条 県は、第五条の規定による利子補給契約に基づき融資機関から利子補給の請求があつた場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求があつた日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第八条 県は、県の利子補給に係る中山間地域活性化資金を借り受けた者がその借入金をその目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切ることができる。

2 県は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの規則及びこの規則に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第九条 融資機関は、当該融資機関の行った第三条の利子補給金の交付に係る中山間地域活性化資金の融資に関し、知事が報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させる必要があると認めた場合には、これに協力しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第三条、第四条関係)

備考	三 生活環境施設整備資金		二 保健増進施設整備資金				一 加工流通施設整備資金				中山間地域活性化資金の種類等		
	2 農業者協同組合等に貸し付ける場合	1 農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合	2 大企業に貸し付ける場合	1 大企業以外に貸し付ける場合		2 大企業に貸し付ける場合	1 大企業以外に貸し付ける場合		2 大企業に貸し付ける場合	1 大企業以外に貸し付ける場合		貸付利率	利子補給率
				イ 貸付金のうち二億七千万円以下の部分	ロ 貸付金のうち二億七千万円を超える部分		イ 貸付金のうち二億七千万円以下の部分	ロ 貸付金のうち二億七千万円を超える部分		イ 貸付金のうち二億七千万円以下の部分	ロ 貸付金のうち二億七千万円を超える部分		
1 この表において「大企業」とは、資本金の額又は出資の総額が一	年六・〇パーセント以内	年五・〇パーセント以内	年七・二パーセント以内	年七・二パーセント以内	年七・二パーセント以内	年七・二パーセント以内	年七・二パーセント以内	年七・二パーセント以内	年七・二パーセント以内	年七・二パーセント以内	年七・二パーセント以内	年七・二パーセント以内	年七・二パーセント以内
	年一・九五パーセント	年二・九五パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・七五パーセント
	年一・一五パーセント	年二・一五パーセント											

億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする場合にあつては一千万円、卸売業を主たる事業とする場合にあつては三千万円)を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が三百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする場合にあつては五十人、卸売業を主たる事業とする場合にあつては百人)を超える会社をいう。

2 この表において「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又は農林漁業者、その組織する団体若しくは地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となり、若しくは基本財産の過半を拠出している団体をいう。